

令和 8 年度
大成中学校体育館照明設備改修工事
事業者選定基準

令和 8 年 1 0 月
御坊市日高川町中学校組合

事業者選定基準

第1 総則

1 事業者選定基準の位置づけ

本書は、御坊市日高川町中学校組合（以下「組合」という。）が実施する令和8年度大成中学校体育館照明設備改修工事（以下「本事業」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、選定基準等を示すもので、本事業への応募を検討している事業者を対象に配布する「令和8年度 大成中学校体育館照明設備改修工事实施要領」（以下「実施要領」という。）及び「令和8年度 大成中学校体育館照明設備改修工事要求水準書」（以下「要求水準書」という。）と一体のものである。なお、本選定基準で使用する用語の定義は、別に定める「令和8年度 大成中学校体育館照明設備改修工事实施要綱」の規定による。

2 審査方法の概要

組合は、本事業に、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、大成中学校の体育館の照明設備の早期改修を目的とする。事業者の選定は、競争性の確保と事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

第2 選定方法・体制

1 選定方法

事業者から提出された提案書等については、本選定基準に基づき、事業者の実施体制、工期短縮の方策、工事価格等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い事業者を選定事業者として決定するものとする。

2 選定体制

組合は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、「令和8年度 大成中学校体育館照明設備改修工事プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設ける。審査委員会は、応募者の参加資格、提案内容の評価と優秀提案者及び次点提案者を選定し、組合に報告する。組合は、この報告を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

3 選定手順

本選定は2段階に分けて実施し、提案価格書及び事業提案書に先立って、応募者の参加資格を書類によって審査する「資格審査」と、資格審査を通過した応募者の提案内容等を審査する「提案審査」によって行う。なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第3 審査の項目・基準・配点

1 資格審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本事業への参加の可否を確認する。実施要領に定める参加資格要件を審査し、1つでも要件を満たさない応募者は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

2 提案審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書の内容を審査する。審査にあたっては、審査委員会における応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ヒアリングにおける確認内容は、事業提案書における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

(1) 提案価格の確認

応募者が提案価格書に記載した提案価格が、組合の設定する提案限度額（実施要領による。）を超えていないことを確認する。提案価格が提案限度額を超えている場合は、その応募者は失格とする。

(2) 基礎審査

応募者から提出された提案価格書及び事業提案書について、要求水準を達成しているかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。提案内容は、組合が要求する要求水準に対して、事業実施等にその要求水準を満たすことを誓約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記載することが必要となる。事業提案書に記載されている内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

(3) 加点審査

基礎審査を通過した応募者の提案内容について審査し、以下に示す基準に従い定量化し、内容点とする。提案内容の評価配点合計を130点とし、次の【表1 審査項目及び配点等】に示す審査項目、評価の視点及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化する。なお、得点化に際しては【別紙1 各審査項目の評価基準】に示す得点化基準により得点を付与する。

表1 審査項目及び配点等

①事業実施に関する評価

評価項目	評価の視点	配点
事業実施基本方針、事業実施体制	・事業実施にあたって、本事業の目的や背景を十分に理解した基本方針となっているか。 ・事業実施体制及び施工の役割分担について、組合の意図を十分踏まえているか。 ・適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。 ・その他基本方針及び事業実施体制について優れた提案がなされているか。	10
設計及び施工のスケジュール等の実施可能性	・効率的かつ効果的に設計・施工・工事監理が遂行されるような実施体制が構築されており、役割分担が明示されているか。 ・事業スケジュールと十分に整合した実施体制が構築されているか。 ・設計・施工や各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっており、そのうえでスケジュールどおりに事業を遂行するための具体的な工程が想定され、実効的な工夫がなされているか。 ・その他事業スケジュールについて優れた提案がなされているか。	15

②整備内容に関する評価

評価項目		評価の視点	配点
照明設備等の性能、機能		・学習環境に適した方策の工夫があるか。 ・故障時の影響範囲が小さくなるような工夫や配慮があるか。 ・その他照明設備等の性能、機能で優れた提案がなされているか。	20
学校現場の特性に配慮した整備計画		・照明器具等の設置台数、設置場所、設置方法など、学校教育、部活動・大会、学校開放等への影響に配慮がなされているか。 ・設置位置は、館内のスペースや景観に配慮された考え方であり、現場調整についても、事業を円滑に進めるための姿勢が示されているか。 ・配管・配線などの設置にあたっては、設置位置を吟味し、必要な安全対策（ブレーカー等はボックス内設置等）がなされているか。 ・その他学校現場の特性に配慮した優れた提案がなされているか。	20
避難所としての特徴		・操作性、維持管理、更新性が高く、災害時には快適な室内環境を確保できるなど、避難所として活用できる設備を採用しているか。 ・その他災害時の避難所としての機能強化で優れた提案がなされているか。	20

③その他に関する評価

評価項目		評価の視点	配点
その他の提案	創意工夫	・他の項目での評価の視点に記載されていない点に関して優れた提案があるか。 ・提案内容が総合的な調和が図られているか。	5

④見積金額に関する評価

評価項目	評価の視点	配点
見積金額	提案内容に対する金額が妥当か。	40

※上記表①～③の得点については、次の内容で以下の係数を乗して算出する。（小数点以下は四捨五入）

「A 特に優れている」は、1.0

「B 優れている」は、0.8

「C 普通」は、0.6

「D 劣っている」は、0.4

「E 特に劣っている」は、0（配点なし）

※上記④の見積金額に関する評価について

価格については、審査員の主観だけで判断できないので、数値化して加点する。

最低価格の応募者を40点とし、以降の点数を次の算式で表す。

価格点＝（（最も低い提案価格÷その事業者の提案価格）×100％）×40点

この得点を上記①②③に加点し、その合計で評価する。

第4 その他（審査会）

- 1 審査委員会事務局（以下「事務局」という。）は、御坊市日高川町組合中学校組合教育委員会内に設置する。
- 2 事務局は、提案書等を選定する必要があるときは、審査委員会を開催する。
- 3 その他詳細は委員会設置要項による。